

## 小売業、飲食店を経営される皆様へ

### 年末年始における労務管理等についてのお願い

年末年始は、人及び物の移動が増える時期であり、多くの事業場において繁忙期となっております。

この時期は、路面・屋外通路等の凍結や、日照時間が短くなることに伴う視界不良等、年の締めくり・新年の行事などによる慌しさ等により、転倒災害が発生しやすく、健康管理もおろそかになりがちな時期でもあります。

また、業務量の増加による長時間労働や、アルバイト等臨時雇用の労働者の労務管理等について業務多忙を理由に基本的な労務管理等がおろそかになりますと、労使間のトラブルにつながりかねません。

つきましては、労働者の皆様が、安心、安全な年末年始を迎えていただくためにも、次の各項目に御留意くださいますよう、お願いします。

- 1 労働契約を締結する際に、労働条件を労働者に書面で交付することにより明示すること。
- 2 労働時間を正しく把握し、割増賃金を適正に支払うこと。
- 3 法定の休憩時間を確保すること。
- 4 適正な人員配置、業務の見直し、設備の導入などにより、時間外労働及び休日労働を削減するとともに、長時間労働者に対しては医師による面接指導を行うこと。
- 5 年少者（18歳未満の労働者）に危険有害業務や酒席に侍する業務に就かせないこと。  
また、年少者の労働時間は1日8時間以内、1週40時間以内とし、深夜業（22時から翌日5時）を行わせないこと。
- 6 転倒による4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、転倒災害を防止すること。
- 7 重量物等を取り扱う場合には、台車を使用する、作業姿勢や動作に注意する等により、腰痛による労働災害防止に努めること。

仙台基署発第1111号の1  
平成25年12月10日

小売業・飲食業を会員とする団体の長 殿

仙台労働基準監督署長

### 第三次産業における適正な労務管理等について

時下、益々ご清栄のことと存じます。

日頃から労働基準行政に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における労働相談は震災後一時減少したものの、再び増加傾向となり、賃金、労働時間・休日、解雇等、平成25年は1万件を超えるペースで推移しており、特に商業、飲食店等第三次産業の労働者からの相談は高い割合を示しております。

また、労働災害については、当署管内において平成25年11月末日現在、4日以上休業災害は1,231件と前年同期を下回っている一方で、第三次産業における労働災害は前年同様に増加傾向にあり、依然として転倒災害が多く発生している状況です。

さらに、当署管内においては、脳・心臓疾患及び精神疾患に係る労災補償の申請件数についても増加傾向にあり、長時間労働を起因とした過重労働による健康障害が発生しているなどの問題が認められるところ です。

このような状況の下、年末年始の慌ただしい時期を迎えるに当たり、貴職におかれましては、これらの状況を御理解いただき、同封のパフレットの、特に下記事項に御留意の上、貴団体の会員事業場における労働条件の履行確保、職場環境の整備が図られますよう、周知方等一層の御配慮をお願いいたします。

### 記

- 1 労働契約を締結する際に、労働条件を労働者に書面で交付することにより明示すること。
- 2 労働時間を正しく把握し、割増賃金を適正に支払うこと。
- 3 法定の休憩時間を確保すること。
- 4 適正な人員配置、業務の見直し、設備の導入などにより、時間外労働及び休日労働を削減するとともに、長時間労働者に対しては医師による面接指導を行うこと。
- 5 年少者（18歳未満の労働者）に危険有害業務や酒席に侍する業務に就かせないこと。また、年少者の労働時間は1日8時間以内、1週40時間以内とし、深夜業（22時から翌日5時）を行わせないこと。
- 6 4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、転倒災害を防止すること。
- 7 重量物等を取り扱う場合には、台車を使用する、作業姿勢や動作に注意する等により、腰痛による労働災害防止に努めること。